

## 青森県感染症発生動向調査について

青森県では、『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）』に基づき、国及び関係機関との連携のもとに感染症情報の収集、分析を行い、県民に対し情報を提供・公開することで、本県における有効かつ的確な感染症対策を確立することを目的に感染症発生動向調査を行っています。

感染症法では、病気の重篤度や病原体の感染力の強さなどから感染症は一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ、指定感染症や疑似症に分類されています。

これらの感染症は、さらに「全数把握対象疾患」と「定点把握対象疾患」に区別されています。